

## 留萌市契約規則第26条の2第2項に規定する結果公表 (特定随意契約)

適用条文	地方自治法第167条の2第1項第 3号
事業名	令和4年度留萌市児童厚生施設管理業務委託(その2)
事業の期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日
主管課	教育委員会 子育て支援 課 子育て支援 係
事業の概要	<p>(1)児童厚生施設の定期清掃  ア 各部屋及び共用部の清掃  イ トイレ清掃  ウ 玄関部の清掃(冬期間(12~3月)は除雪を含む。)</p> <p>(2)作業日時等  月曜日から金曜日までの毎日午前9時~午後3時までに作業を終了すること  ただし、児童厚生施設の休館日を除く</p> <p>児童厚生施設内の定期清掃  ア 各部屋及び共用部の清掃  イ トイレ清掃  ウ 玄関部の清掃</p>
契約の相手方	留萌市寿町3丁目13 特定非営利活動法人 留萌ふれあいの家 代表理事 野崎 良夫
契約金額	827,270円
契約日	令和 4 年 4 月 1 日
契約の相手方として選定した理由	当該法人は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法」で定める障害者就労施設等の事業所であることから、同法第9条の規定の趣旨に基づき、障害者就労施設等からの役務の調達の推進を図るとともに、障がい者の就労支援を図ることを目的するため。